

# 社会福祉法人福文舎 役員等報酬規程

## （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人福文舎（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬について必要な事項を定める。

## （定義）

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。但し、施設職員は対象としないものとする。

## （報酬）

第3条 役員等の報酬については、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

2 役員等が理事会、評議員会、監事監査、評議員選任・解任委員会に出席した場合には、日当として 5,000円 を支給する。

3 前項の日当は、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で支給する。

## （支払方法）

第4条 日当の支払いについては、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

## （改正）

第5条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、評議員会の議決を必要とする。

## 附則

この規程は平成29年6月20日から施行する。

この規定は令和6年4月1日から施行する。